

## 第5 遺産分割協議と遺言・遺留分の関係

### 1 遺言制度の意義

遺言とは、遺言者の最終の意思表示について、その者の死亡とともに法的効果を生じさせる制度です。

遺言をするには、一定の判断能力が必要とされ（遺言能力）、遺言によってなし得る事項は法定されています。また、遺言には一定の方式が課されています。

もっとも、被相続人の死後、原則として相続人全員の合意があれば、遺言内容と異なる遺産分割が可能です。

### 2 遺言の方式と効力

#### (1) 方式

民法の定める遺言の方式には、普通方式として自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の方法があります（民967）。そのほか、特別の方式として、危急時遺言（民976）、隔絶地遺言（民977～979）の方法があります。

#### ア 自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押して作成された遺言のことをいいます（民968①）。ただし、自筆証書に遺産や遺贈の対象となる財産の目録を添付する場合には、その目録については、毎葉署名押印があれば自書を要しないこととされています（民968②）。

最も簡便で費用も掛からない方法である反面、内容が不明確になり無効となることがあり、遺言の存在を誰も知らず、又は一部の相続人が遺言書を破棄するなどの理由で遺言が実行されない、家庭裁判所の検認が必要である（民1004①）等のデメリットがあります。なお、法務

局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度があります。

#### イ 公正証書遺言

公正証書遺言とは、①証人2人以上の立会いの下で、②遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、③公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、④遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名押印し、⑤公証人が、その証書が以上の方式に従って作ったものである旨付記して、これに署名押印することを要件に、公正証書で作成される遺言のことをいいます（民969）。

費用や労力は掛かりますが、遺言の存在が明確で、家庭裁判所の検認の必要がないこと（民1004②）、公証人等により法律的にも検討が加えられ有効かつ明確な遺言書となるというメリットがあります。

#### ウ 秘密証書遺言

秘密証書遺言とは、公証人及び証人2人以上に対し、封印した遺言書を提出して、遺言の存在は明らかにしながら、内容を秘密にして遺言書を保管することができる方式の遺言のことをいいます（民970）。

内容は秘密にできますが、公証人が内容を確認しないので無効になるおそれがあり、また家庭裁判所の検認も必要となります（民1004①）。

#### (2) 効力

遺言という意思表示の成立は遺言書作成時ですが、遺言としての効力は遺言者が死亡した時に初めて発生します（民985①）。

死亡までは何らの法律関係も生ぜず、受遺者に期待権もありません。

そして、遺言者は、自らの死亡によって効力が生じるまで、遺言の方式に従って、遺言をいつでも撤回することが可能です（民1022）。

遺言の解釈の際の解釈基準としては、遺言書のすべての記載や遺言書作成時の事情や遺言者の状況などを考慮して遺言者の真意を探求すべきです（最判昭58・3・18判時1075・115）。

そして、遺言の効力を判断する際、その内容が不明確であるとしても前記の解釈基準を前提に可能な限り遺言が有効となるように解釈することが求められます。

### 3 遺言による財産処分と遺言の執行

#### (1) 遺 贈

##### ア 意 義

遺贈とは、遺言によって自らの財産を無償で他人（受遺者）に与えることをいいます（民964）。

遺贈は遺言という最終の意思表示によって自分の財産を処分することですから原則として自由であり、遺贈によって法定相続人以外の者に対しても財産を承継させることができますが、後述の遺留分制度による制限が存在します。

また、受遺者に法律上の義務を負わせた上での遺贈も負担付遺贈として認められます。この場合、受遺者は遺贈の目的物の価額を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責任を負います（民1002①）。

##### イ 特定遺贈

特定遺贈とは、遺産の中から指定された特定財産を無償贈与することで、遺言の効力発生と同時に受遺者がその財産を取得することになります。

特定遺贈がなされていれば、その財産は遺産分割の対象財産からは除かれ、残りの遺産について遺産分割協議をすれば足ります。また、遺言者が遺産全部について特定遺贈の形式で各受遺者に割り付けをしていれば、遺産分割協議は不要となります。

##### ウ 包括遺贈

遺産を1人の者に全部遺贈するとの包括遺贈がある場合には、遺産

分割協議を要せず、遺言の効力発生と同時に受遺者が全遺産を取得します。

また、A・B・Cにそれぞれ全遺産の3分の1ずつを遺贈する、といったように分数的割合をもって包括遺贈がなされることがありますが（割合的包括遺贈）、相続人以外の第三者が受遺者である場合には包括遺贈とされる一方で、受遺者が全員相続人である場合には相続分の指定（民902）と解する余地があり、その法的性質については見解が分かれます。

もっとも、割合的包括遺贈は、受遺者に対し単に遺産の何分の1を与えるというだけですから、受遺者が遺産の中から実際に財産を取得するための遺産分割手続が必要となります。

その際、包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有することから（民990）、遺産分割の規定が包括受遺者にも適用されるため、相続人以外の包括受遺者も含めて遺産分割協議をしなければなりません。

## エ 効力

遺贈の対象となる権利は、遺贈の効力発生と同時に当然に受遺者に移転すると解されています（物権的効力説）。遺贈義務者は、原則として遺贈の目的である物又は権利を相続開始の時の状態で引き渡し、又は移転する義務を負います（民998）。

そして、遺贈の場合においても、登記をもって物権変動の対抗要件とすると解されています（最判昭39・3・6判時369・20）。また、債権の遺贈については、受遺者は遺贈義務者による債務者への通知又は債務者の承諾がなければ、遺贈による債権の取得をもって債務者に対抗することができません（最判昭49・4・26民集28・3・540）。

### (2) 相続分の指定・遺産分割方法の指定

遺言により法定相続分と異なる相続分が指定された場合、相続人の法定相続分が修正され、遺産分割の際は、遺言により指定された割合

が分割の基準となります(民902①)。

また、遺言により遺産の分割の方法を定めて、だれがどの遺産を取得するかを決めることができ(民908)、この場合、相続人はこの遺言の趣旨をできるだけ尊重して遺産分割協議をすることとなります。

### (3) 特定財産承継遺言

例えば、「〇〇市〇〇町〇丁目所在の土地は、Aに相続させる」といった遺言のような、遺産に属する特定の財産を共同相続人の1人又は数人に承継させる旨の遺言(特定財産承継遺言)については、その法的性質につき見解に対立がありますが、判例は、これを遺産分割方法の指定(民908)であるとの理解を前提に、特定相続人が特定財産の所有権を確定的に取得する時期を遺言の効力発生時と解しています(最判平3・4・19判時1384・24)。

また、特定財産承継遺言によって不動産を取得した者は、自らの法定相続分を超える部分については対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができません(民899の2)。

### (4) 遺言の執行

被相続人の死後に遺言内容を実現する手続として、遺言の執行が必要となります。

まず、執行の準備手続として、公正証書遺言以外の遺言書については、検認・開封(民1004)や検認に立ち会わなかった相続人や受遺者への通知がされます(家事規115②)。

そして、遺言、又は利害関係人の請求によって家庭裁判所に選任された遺言執行者が(民1006①・1010)、遺言の内容を実現するため、遺産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をします(民1012①)。

遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示して行った法律行為の効果は直接、相続人に帰属します(民1015)。また、委任契約の受任者に関する規定の大部分が準用されます(民1012③)。

#### 4 遺留分

##### (1) 遺留分制度の意義

遺留分制度とは、一定範囲の相続人に対して、被相続人の財産の一定割合について相続権を保障する制度です。

被相続人の財産処分の自由を保障すると同時に、近親者である相続人の生活保障や財産形成への協力の評価など、遺産に対する一定の期待を保護することに意義があります。

##### (2) 遺留分の確定

遺留分を有する者は、①配偶者、②子、③直系尊属です（民1042①）。胎児（生きて生まれた場合）や、子の代襲相続人も遺留分を有します（民886・901・1044）。ただし、相続欠格、相続廃除、相続放棄によって相続権を有しない者は遺留分を有しません。

また、遺産に対する総体的遺留分の割合は、直系尊属のみが相続人である場合は遺産の3分の1、その他の場合は2分の1です（民1042①）。

遺留分権利者が複数いる場合の個別遺留分は、この総体的遺留分を、法定相続分に従って各遺留分権利者に配分して算定されます（民900・901・1044）。

##### (3) 遺留分侵害額請求権の行使・効果

自己の遺留分を侵害された遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます（民1046）。

遺留分を算定するための財産の価額については相続時における被相続人の財産に相続人に対する生前贈与の額（原則として相続開始前の10年間のものに限り）と第三者に対する生前贈与（原則として相続開始前の1年間のものに限り）を足し、そこから被相続人の債務を引いたものになります（民1043～1045）。

遺留分侵害額請求権の行使は、相手方に対する意思表示によります。

行使の相手方は、受遺者又は受贈者であり、これらが複数いる場合の負担額の決定にもルールがあります（民1047）。

そして、遺留分侵害額請求権が行使されると受遺者又は受贈者は、遺留分侵害額に相当する金銭を支払わなければなりません。

#### （4） 遺留分侵害額請求権の制限

遺留分侵害額請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から、1年間これを行わないとき、若しくは、相続開始の時から10年を経過したときに、時効によって消滅します（民1048）。

### 5 遺言と異なる遺産分割

#### （1） 遺言執行者がいない場合

相続人全員（遺贈があれば受遺者も含まれます。）の同意があれば、遺言と異なる遺産分割をすることも可能と考えられています。

#### （2） 遺言執行者がいる場合

遺言執行者がいる場合には、相続人は、遺産に対する管理処分権を喪失し（民1013①）、遺言執行者が管理処分権を有します（民1012①）。そこで、遺言執行者は、相続人全員の合意の下に遺言内容と異なる財産処分を求められても、遺言に基づいた執行をなすことができます。

遺言執行者にとって、遺言に基づく執行が本来の職務の内容であり、相続人の意に反する結果となっても、相続人に対し任務違反となるものではありません。

もっとも、利害関係人（相続人、受遺者）全員が遺言と異なる遺産分割を行うことを望んだ場合、遺言執行者がそれに同意することは可能であり、遺言執行者の同意の下にした処分行為は、民法1013条に反せず有効であると考えられています（東京地判昭63・5・31判時1305・90）。

## 第5 各種相続財産の分割

### 1 積極財産

#### (1) 不動産

#### 32 配偶者居住権を設定する場合

##### ケース

被相続人Aは、自己の単独名義で自宅の土地・建物を所有し、そこに妻Bと長年一緒に暮らしていたが、この土地・建物、賃貸マンションと若干の預貯金を遺して死亡した。被相続人の共同相続人は、B、長女C及び長男Dである。C及びDは、当初、Bに賃貸マンションの一室に移り住むよう提案したが、BはAとの思い出のある自宅で晩年を過ごしたいと言い張るので、最終的にCが自宅を、Dが賃貸マンションを取得することとし、Bの取得分を預貯金にとどめるが、その代わりBには、配偶者長期居住権を取得させることにした。

キーワード：配偶者短期居住権、配偶者長期居住権

分割協議での問題点	協議書作成上のポイント
相続開始後、配偶者に、被相続人所有の居住建物の居住権があ	1 配偶者に短期居住権があることを理解する



るか	
居住建物の所有権を相続しない配偶者に、遺産分割協議にて、居住建物に居住させる権利を設定できるか	2 遺産分割協議によって配偶者長期居住権を付与する
配偶者長期居住権を設定した場合、同権利の評価額をいかに算出するか	3 配偶者長期居住権の財産評価額を算出する
配偶者長期居住権を設定した場合、どのような手続で登記を行うか	4 配偶者長期居住権の設定登記を共同申請する

## 文 例

### 遺産分割協議書

被相続人A（令和〇年〇月〇日死亡、本籍地〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇）の遺産につき、共同相続人B、C及びDは、遺産分割協議の結果、被相続人の遺産を次のとおり分割した。

- 1 相続人Bは、次の不動産につき配偶者居住権を取得し、相続人Cは、この設定登記を備えさせる。

- (1) 土地

所 在 ○○県○○市○○町○丁目  
地 番 ○番○  
地 目 宅地  
地 積 ○○. ○○平方メートル

## (2) 建 物

所 在 ○○県○○市○○町○丁目○番地  
地 番 ○番○  
種 類 居宅  
構 造 木造スレート葺2階建  
床 面 積 1階 ○○. ○○平方メートル  
2階 ○○. ○○平方メートル

2 相続人Cは、前項の不動産につき所有権を取得する。

3 相続人Dは、次の不動産につき所有権を取得する。

## (1) 土 地

所 在 ○○県○○市○○町○丁目  
地 番 ○番○  
地 目 宅地  
地 積 ○○○. ○○平方メートル

## (2) 建 物

所 在 ○○県○○市○○町○丁目○番地  
地 番 ○番○  
種 類 共同住宅  
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建  
床 面 積 1階 ○○. ○○平方メートル  
2階 ○○. ○○平方メートル  
3階 ○○. ○○平方メートル

4 相続人Bは、次の預金を取得する。

〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇  
 金〇万円（相続開始日の残高）

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため、本協議書3通を作成し、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 B (印)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 C (印)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 D (印)

## 解 説

### 1 配偶者に短期居住権があることを理解する

配偶者が被相続人所有の建物に居住していた場合に、被相続人の死亡により、配偶者が直ちに住み慣れた居住建物を退去しなければならないとすると、精神的にも肉体的にも大きな負担となります。

この点、判例（最判平8・12・17判時1589・45）は、相続人の1人が被相続人の許諾を得て被相続人所有の建物に同居していた場合には、特段の事情のない限り、被相続人とその相続人との間で、相続開始時を始期とし、遺産分割時を終期とした使用貸借契約が成立していたものと推認されるとし、相続人である配偶者等の居住権を保護してきました。

ただし、前記判例は当事者の意思の合理的意思解釈によるもので、

被相続人が明確に異なる意思を表示していた場合には、配偶者の居住権は短期的にも保護されません。

そこで、配偶者は、被相続人の財産に属した建物を生活の本拠として相続開始の時に無償で居住していた場合には、短期間、その居住していた建物（以下「居住建物」といいます。）の所有権を相続又は遺贈により取得した者に対し、居住建物について無償で使用する権利を有します（民1037）。この権利を、配偶者短期居住権といいます。

この配偶者短期居住権は、居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産分割をする場合は、遺産分割によって居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日まで認められます。

そのため、本ケースでは、遺産分割協議が成立した日までか、Aの死亡時から遺産分割協議の成立までに6か月かからなかった場合には、相続開始から6か月経過する日までは、Bは、配偶者短期居住権により、居住建物に居住することができます。

ただし、Bは、配偶者として、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物を使用しなければならず、第三者に譲渡したり、所有者の同意なく改築・増築をさせたり、第三者に使用させたりすることはできません（民1038）。

本ケースとは異なりますが、遺贈などにより配偶者以外の第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合など、当該居住建物の遺産分割協議に配偶者が加わらない場合には、居住建物の所有権を取得した者は、配偶者に対して、配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができます（民1037③）。この場合、配偶者はその申入れを受けた日から6か月を経過するまでの間、引き続き無償で当該居住建物を使用することができます。

なお、配偶者短期居住権については、遺産分割の遺産の計算の際に

は考慮されません。

## 2 遺産分割協議によって配偶者長期居住権を付与する

配偶者は、住み慣れた居住環境での生活を継続するために居住権を確保しつつ、その後の生活資金として預貯金等の財産についても一定程度確保したいという希望を有する場合も多いと考えられます。

そのニーズに答えるため、配偶者のために、配偶者長期居住権が創設されました。

配偶者長期居住権は、配偶者が相続開始時に生活の本拠として居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を無償で認めることを内容とする権利です（民1028）。この、配偶者長期居住権は、遺産分割協議（家庭裁判所の遺産分割の審判を含みます。）、遺贈又は死因贈与により、配偶者が取得することができます。

この配偶者長期居住権の制度は、建物についての権利を「負担付きの所有権」と「配偶者居住権」に分け、遺産分割の際などに、配偶者が「配偶者居住権」を取得し、配偶者以外の相続人が「負担付きの所有権」を取得することができるようにしたものとイえます。配偶者長期居住権は、配偶者が居住建物に住み続けることができる権利ですが、完全な所有権とは異なり、人に売ったり、自由に貸したりすることができない分、評価額を低く抑えることができます。そのため、配偶者はこれまで住んでいた居住建物に住み続けながら、預貯金などの他の財産もより多く取得できるようになり、配偶者のその後の生活の安定を図ることができます。

本ケースでは、遺産分割協議により、Bが配偶者長期居住権、Cが負担付の所有権を取得することになります。

この場合、配偶者は従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもつ

て、居住建物である自宅を使用しなければならず、第三者に譲渡したり、所有者の同意なく改築・増築をさせたり、第三者に使用させたりすることはできません（民1032）。また、配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができます。修繕は、まずは配偶者が行うものとされ、居住建物の所有者は、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないとときに修繕できることとなります（民1033）。配偶者は居住建物の通常必要費を負担するとされています（民1034）。そこで、通常修繕費は配偶者が負担することとなります。

また、固定資産税についても、通常必要費として配偶者が負担することとなります。居住建物の所有者が納税義務者であることから、所有者は固定資産税を納付した場合には、配偶者に対して求償できることとなります。

### 3 配偶者長期居住権の財産評価額を算出する

配偶者が遺産分割において配偶者居住権を取得する場合には、他の遺産を取得する場合と同様、自らの具体的相続分においてこれを取得することになるため、その財産的価値を評価することが必要となります。

その評価方法として、居住建物の賃料相当額から配偶者が負担すべき通常必要費を控除した価額に存続期間に対応する年金原価率を乗じたものを評価額とする方法が考えられますが、不動産鑑定士などの専門家でない限り算定が困難です。

そこで、遺産分割の当事者が評価するための簡便な計算方法として、居住建物とその土地（敷地）の時価をベースに財産評価することも考えられます。

この方法は、居住建物の所有者が取得する財産が、「配偶者居住権」の負担が付いた建物所有権であることに着目し、「配偶者居住権」を設

定した場合に建物所有者が得ることとなる利益の現在価値を「負担付きの所有権」の価額とした上で、その価額を何らの制約がない建物所有権の評価額から差し引いたものを「配偶者居住権」の価額とするものです。

「負担付きの所有権」の建物の評価額は、

$$\text{建物の時価} \times \frac{\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} + \text{存続年数})}{\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}} \times \text{ライプニッツ係数}$$

で計算します。

「建物の時価」については固定資産税評価額が参考にされることが多いです。「法定耐用年数」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令上の建物の耐用年数で、「経過年数」は建物の建築後の経過年数となります。「存続年数」は配偶者の終身までの居住権を設定した場合、配偶者の平均余命の年数となります。「ライプニッツ係数」は、存続年数に応じた民法所定の法定利率による複利現価率です。これらにより計算した結果がマイナスになる場合には評価額を0円とします。

なお、相続税法上の「負担付きの所有権」の建物の評価額は、

$$\text{建物の時価} \times \frac{\text{残存耐用年数} - \text{存続年数}}{\text{残存耐用年数}} \times \text{ライプニッツ係数}$$

で計算されます。「残存耐用年数」は、所得税法上の建物の耐用年数に1.5を乗じ、そこから経過年数を引いた年数で、そのほかは前記と同様です。相続税法上の評価額も、「負担付きの所有権」の建物の評価額として参考になりえるものです。

また、「負担付きの所有権」の土地（敷地）の評価額は、

$$\text{土地の時価} \times \text{ライプニッツ係数}$$

で計算します。「土地の時価」については路線価や固定資産税評価額が参考にされることが多いです。ライプニッツ係数は、存続年数に応じた民法所定の法定利率による複利現価率です。

他方で、建物、土地ともに、「配偶者居住権」の評価額は、時価から前記「負担付きの所有権」の評価額を引いた金額となります。

本ケースでも、土地建物の時価を、固定資産税評価額などを参考に定めたうえで、前記計算式に合わせて、配偶者長期居住権の評価額を算出することになります。

このようにして定めた配偶者長期居住権の評価額は、制約のない所有権よりも減額となり、結果として、自らの具体的相続分の範囲内の相続だとしても、配偶者が相続する遺産の内容・金額に自由度が増すことになります。

#### 4 配偶者長期居住権の設定登記を共同申請する

配偶者が配偶者長期居住権を第三者に対抗するためには、配偶者居住権の設定登記をしなければなりません（民1031②において準用する民605）。

その登記に当たっては、居住建物の所有者と配偶者の共同で、配偶者長期居住権の設定登記を申請しなければなりません（民1031①）。

配偶者居住権の登記の登記事項であるその存続期間は、別段の定めがない場合には、「存続期間 配偶者の死亡時まで」と、別段の定めがある場合には、「存続期間 令和〇年〇月〇日から〇年（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）又は配偶者の死亡時までのうち、いずれか短い期間」と公示することになります（民1030）。

本ケースでは、配偶者であるBが配偶者長期居住権を取得することとなるので、居住建物の所有者であるCとともに共同申請にて、配偶者長期居住権の設定登記申請をすることとなります。

なお、配偶者の死亡時には、居住建物の所有者が、単独で、配偶者居住権の設定の登記の抹消を申請することができます（不登69）。



**参考判例**

○最判平8・12・17判時1589・45

共同相続人の1人が相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきたときは、特段の事情のない限り、被相続人と前記相続人との間において、前記建物について、相続開始時を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立していたものと推認されたとした事例

[夏苺 一]

## (2) 動産・自動車

### 38 動産、自動車を相続する場合

#### ケース

被相続人Aは、自動車1台（相続開始時の時価は300万円。以下、括弧内の金額は同様の金額を示す。）のほか、壺（50万円）、絵画（100万円）、指輪（80万円）、ネックレス（60万円）及び腕時計（20万円）を残して死亡した。共同相続人の夫B、長男C及び長女Dは、遺産分割協議の結果、Bが自動車を、Cが壺及び絵画を、Dが指輪、ネックレス及び腕時計をそれぞれ取得することで合意した。

キーワード：動産、自動車

分割協議での問題点	協議書作成上のポイント
どのようにしてC、Dが取得する動産を特定するか	1 動産の記載方法を確認する
どのようにしてBが取得する自動車を特定するか	2 自動車の記載方法を確認する
対抗要件を具備するにはどうすればよいか	3 権利の承継の対抗要件を備える
自動車の名義を変更するにはどうすればよいか	4 自動車の移転登録（名義変更）手続を確認する

**文 例**

## 遺産分割協議書

被相続人A（令和〇年〇月〇日死亡、本籍地〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地）の遺産につき、共同相続人B、C及びDは、遺産分割協議の結果、被相続人の遺産を次のとおり分割した。

1 Bは、次の遺産を取得する。

普通乗用車1台

車名 〇〇〇〇

登録番号 東京〇〇〇〇あ〇〇-〇〇

車台番号 第〇〇〇〇号

名義人 A

2 Cは、次の各号の遺産を取得する。

(1) 壺 〇〇〇〇作 白磁面取壺

(2) 絵画 〇〇〇〇作 「法隆寺」

3 Dは、次の各号の遺産を取得する。

(1) 指輪 〇〇社製ダイヤモンドリング「〇〇」（幅〇. 〇mm、重さ〇. 〇g、合計〇カラット）

(2) ネックレス 〇〇社製ペンダントネックレス「〇〇」（長さ〇. 〇cm、ダイヤモンド〇個、合計〇カラット付き）

(3) 腕時計 〇〇社製「〇〇」（自動巻、型番〇〇）

4 C及びDは、Bに対し、令和〇年〇月〇日限り、第1項の自動車について、相続を原因とする所有権移転登録手続に協力する。

この登録手続費用はBの負担とする。

- 5 Bは、Cに対し、令和〇年〇月〇日限り、第2項各号の動産をC方に運送して引き渡す。この運送費用はBの負担とする。
- 6 Bは、Dに対し、本日、第3項各号の動産を引き渡し、Dは、これを受領した。

本遺産分割協議の成立を証するため、本協議書3通を作成し、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名	B <span style="float: right;">①</span>
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名	C <span style="float: right;">①</span>
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名	D <span style="float: right;">①</span>

## 解説

### 1 動産の記載方法を確認する

遺産分割の対象は、相続財産、すなわち相続開始時の被相続人の財産ですから、動産もすべて遺産分割の対象となります。ただ、動産には財産的価値が低いものが少なくなく、形見分けとして、相続人、場合によっては親しい友人、知人といった非相続人で適宜分配することがよく行われます。その分は、遺産分割協議書こそ作成しないものの、共同相続人間で遺産分割の方法を定める遺産分割協議が成立したもの

と解されます。したがって、共同相続人の一部が無断で行うと、相続財産に対するほかの相続人の共有持分の侵害となりますし、感情的なしこりを生みかねませんので、あくまでも共同相続人全員で合意をするべきです。

これに対し、財産的価値のある動産は、遺産分割協議書に明記して、後のトラブルが生じないようにするべきです。このような動産の記載については、遺産分割協議によって特定の相続人が取得する遺産の範囲を明確にするため、具体的な記載に努めましょう。遺産の中に、ほかに同種の動産がない場合や、それがあっても共同相続人が容易に識別できる場合には簡単な表記で足りませんが、そうでないときは、品名、名称、大きさ、形状、色、製造会社、機種、型番等を記載して、疑義を生じさせない工夫が必要です。

## 2 自動車の記載方法を確認する

自動車も動産の1つですから、前記1と同様の観点で記載をします。自動車登録番号、種別、車名、型式、車台番号及び原動機の型式まで記載すれば十分ですが、通常は自動車登録番号及び車台番号だけで足りるでしょう。

## 3 権利の承継の対抗要件を備える

遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の1人又は数人に承継させる旨の遺言（特定財産承継遺言）や相続分を指定する遺言等により財産が承継された場合、判例は、対抗要件なくしてその権利取得を第三者に主張できるとしていました。しかし、これでは遺言の有無やその内容を知り得ない相続債権者、債務者等の利益や第三者の取引の安全が損なわれかねません。そこで、平成30年民法改正では、法定相続分を超える権利の承継については、対抗要件

を備えなければ第三者に対抗できないと改正されました（民899の2①）。遺産分割は、かねてより法定相続分を超える権利取得が対抗関係に立つと解されていまして、第三者に権利を主張するために対抗要件が必要な点は変わりませんが、民法899条の2第1項が遺産分割にも適用されることになった結果、改正法施行後は、対抗要件を必要とする根拠条文が177条、178条から899条の2第1項に変わることになります。

同項の対抗要件は、承継する権利が不動産に対する物権のときは登記、動産に対する物権のときは引渡し、債権のときは債務者に対する通知又は債務者の承諾（債務者以外の第三者に対抗するには確定日付のある証書を必要とします（民467。））です。したがって、Bについては、自動車の登録を、C及びDについては、壺、絵画等の現実の引渡し（民182①）、簡易の引渡し（民182②）、指図による占有移転（民184）又は占有改定（民183）を受ける必要があります。

遺産分割協議書に、引渡しの時期や方法、登録手続の協力義務を規定することは稀ですが、この点を明確にしておくべき特別の事情があれば、規定しておいてもよいでしょう。

#### 4 自動車の移転登録（名義変更）手続を確認する

登録自動車に対抗要件としての登録が必要なことは、前述のとおりですが、これに加えて登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければなりません（道路運送車両法13①）。したがって、遺産分割協議によって単独で自動車を取得したBは、移転登録の申請をする必要があります。

申請に当たっては、一般に申請書、遺産分割協議書、戸籍謄本等、相続人の印鑑証明書、実印、自動車検査証、手数料納付書、車庫証明書、自動車税申告書を用意する必要があります。移転登録用の遺産分

割協議書は、陸運局のホームページでダウンロードできますので、その書式を利用するのが簡便です。

### 参考判例

○最判昭46・1・26判時620・45

相続財産中の不動産につき、遺産分割により権利を取得した相続人は、登記を経なければ、分割後に当該不動産につき権利を取得した第三者に対し、法定相続分を超える権利の取得を対抗することができない。

〔鷹取信哉〕